

令和4年 第12回 定例教育委員会 会議録

日	時	令和4年12月23日(金) 13時30分～14時45分
場	所	阪南市役所第2会議室
出席者		<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 橋 本 眞 一          教育長職務代理者 八 田 三 紀          委 員 辻 雅 之          委 員 水 島 浩 子          委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局(生涯学習部)職員〉</p> <p>部 長 伊 瀬 徹          副理事兼教育総務課長 中 川 准 樹          副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢          副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建          副理事兼図書館長 加 藤 靖 子          学校教育課長 石 原 慎          中央公民館長 伊 藤 典 明          こども政策課長 山 本 浩 司          教育総務課参事 吉 見 勝 吾          生涯学習推進室参事 中 出 篤          学校教育課長代理 両 口 通 寛          学校教育課長代理 岩 水 綾 子</p>
事務局		教育総務課総括主査 中 山 直 子
書記		教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍聴者		なし

## 会議の要旨

(教育長)

令和4年第12回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に八田委員を指名する。

### ◆承認事項第1号「令和4年第11回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和4年第11回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

### ◆協議事項第1号「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会委員について」(学校教育課)

(教育長)

協議事項第1号「(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会委員について」学校教育課の説明を求める。

(両口学校教育課長代理)

(仮称) 阪南市子どもの権利に関する条例検討委員会条例第3条の2に基づき、市長が教育委員会の意見を聴いて別添の名簿の13名を委嘱、又は任命することについて、協議する。任期は、令和5年1月1日から、検討委員会が答申を行う日までである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

資料記載の市民公募委員候補のほかにも、応募はあったのか。

(両口学校教育課長代理)

3名の応募があったが、選定の結果、この2名が候補となった。

(教育長)

委員には、学識経験者3名のほか多方面の代表が就任されるため、様々な意見が交わされることが期待できるし、また条例そのものに定型がないため、阪南市オリ

シナルのものが制定される。その検討過程で出されるご意見は、その都度我々教育委員だけでなく、学校現場にも伝えて、教員の気付きを促してほしい。教員は成果物としての条例を受け取るだけではなく、特に若い教員には子ども自身の眼を通して世の中を見るという、視点の転換をしてほしいと、自分自身の経験を踏まえて思っている。さらに、市民の皆様にも共に考えていただけるよう、工夫されたい。

(学校教育課長)

子どもに関わる様々な団体の代表から幅広く委員を務めていただく検討委員会である。そこで出された意見は校園長会や人権研修の場などで伝えていきたい。

(教育長)

せめてポイントとなる意見だけでも、伝えられたい。

(辻委員)

本検討委員会の今後のスケジュールは。

(両口学校教育課長代理)

第1回目の検討委員会は令和5年1月を予定しており、そこで委員を委嘱し、諮問する。年度内にさらに1回開催し、令和5年度には4回開催して、条例は令和6年秋頃の施行をめざしている。

(教育長)

長丁場となるが、よろしく願います。

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

#### ◆議決事項第1号「阪南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」(学校教育課)

(教育長)

議決事項第1号「阪南市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について」学校教育課の説明を求める。

(岩水学校教育課長代理)

夏季休業期間の短縮により授業時数の確保を図り、また、事務職員の主体的な校務運営への参画と事務の連携を図るため、所要の改正を行うもので、施行期日は、公布の日とする。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

これまでも各校独自で夏休みの終盤に登校日を設けてきたが、今回の規則改正で

明文化することに意義はあるのか。

(学校教育課長)

学校間のずれを解消し、全校で授業時数を確保することが主な目的である。

(水島委員)

共同学校事務室を設置することで効率化を図るというのは、従来の方法では不都合があったということか。

(岩水学校教育課長代理)

教員の働き方改革が謳われるようになり、必ずしも教員が担う必要がないと判断された業務の中には、事務職員が担うことが適正であるとか、事務職員が関わることで教師の負担軽減につながるとされた業務があり、それらの業務を事務職員が担うためには、まず事務職員の業務を効率化する必要があった。しかし、事務職員は原則1校1人の配置で、学校ごとに事務の様式や処理方法が異なるために効率的でない部分があった。そこで、事務の平準化・均一化や物資の共同購入などを実施することで効率化を図ることとなった。

(水島委員)

メリットは理解したが、事務職員の負担が増えないか懸念される。

(岩水学校教育課長代理)

事務職員からもそのような声は上がったが、現在、事務の共同実施を加速させるために大阪府から事務職員1人の加配を受けており、加配がなくなっても円滑に行うことができるような体制づくりを進めているところである。

(教育長職務代理者)

改正後の規則第4条の5第3項、「主幹等は、上司の指揮を受け」とあるが、ここで言う上司とは学校長か、教育委員会事務局職員か。

(岩水学校教育課長代理)

事務職員は学校所属の府費負担職員であるため、上司は学校長である。

(辻委員)

仕事で学校を訪問して公演をしようとスケジュールを組むに当たり、2学期が始まる日が自治体によって全然違うと感じるのだが、全体的に夏休みは短縮傾向にあるのか。

(学校教育課長)

全体的に短縮傾向にあるようだ。なお、今回の規則改正により、泉南地区では5市3町全てにおいて第2学期が8月25日から始まることとなる。

(柴崎委員)

改正後の規則第4条の8第1項、「教育委員会は、・・・当該指定する2以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができる。」とあるが、共同学校事務室を置いた学校には事務職員が2人いることになるのか、それとも1人の事務職員が2校分の事務を処理するのか。

(岩水学校教育課長代理)

各校に1人ずつ事務職員がおり、加えて、それを総括する立場の事務職員がいる

ということである。

(柴崎委員)

総括する事務職員は、小学校で1人、中学校で1人となるのか。また、いずれかの学校に配属されるのか、教育委員会事務局か。

(岩水学校教育課長代理)

今回の改正は、共同学校事務室を置くことができると規定するもので、まだ具体的な組織は決まっていないが、小中学校を併せて統括することを想定している。

(教育長)

今後も、状況に変化があれば報告してほしい。

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆議決事項第2号「阪南市文化財保護審議会委員の委嘱について」(生涯学習推進室)

(教育長)

議決事項第2号「阪南市文化財保護審議会委員の委嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

(生涯学習推進室長)

委員の任期満了に伴い、阪南市文化財保護条例第43条の規定に基づき、委員を委嘱するもので、任期は令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間である。なお、本審議会は文化財に係る専門的な事項を調査審議するためのものであり、同条第3項に「審議会の委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。」と規定していることから、一般公募は実施せず、委員全員が学識経験者である。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

これまで本審議会からは、建造物や史跡などに加え、泉州の伝統漁法など、地元の生業に関わる「阪南」らしいものを、有形・無形を問わず市の文化財として指定するに際し、助言をいただいていた。近年では、総数約9,500点に及ぶ膨大な資料から成る箱作村の山中家文書の指定にご尽力いただいたのが記憶に新しい。来期も引き続き審議委員をお引き受けくださることに感謝申しあげたい。

また、来年には国の交付金を活用して文化財デジタルアーカイブを構築し、ウェブで公開することになっているが、進捗状況はどうなっているか。

(生涯学習推進室長)

夏に事業者が決定し、文化財等の撮影も終了して、現在はデジタル化の作業に取り組んでいるところである。撮影は、歴史資料展示室内の民俗室や成子家住宅、浪

花酒造の酒蔵などの建造物については3D撮影したほか、昔と今の様子を写真で比較できるように、市内48か所のポイントの撮影も行った。令和5年3月中には公開する予定であり、市内各校にも案内して体験学習のツールとして活用してもらい、その後実際に歴史資料展示室へ赴いて本物に見て、触れてもらい、子どもたちが阪南市に対する愛着を醸成する一助となれればと考えている。

(教育長)

3Dということは、回転させながら見るができるということか。

(生涯学習推進室長)

特に成子家住宅については、マナーポートという、現在最もメジャーなカメラで撮影しているため、実際にその場にいるような感覚で歩いて見学でき、気になるものをクリックすれば詳細な説明が表示される設定となっている。

(教育長)

市民はもちろんのこと、世界中の人に見てもらえるというのは喜ばしいことだ。子どもたちは、一人1台貸与しているタブレット端末で見ることができる。

(生涯学習推進室長)

学校の授業にも活用してほしいと考えている。ちなみに、この度のデジタルアーカイブは、世界の美術品や文化財を公開する際の基準（IIIF：トリプルアイエフ）に則ったものである。山中家文書からは絵図をデジタル化したのだが、拡大しても画像が粗くならず、線のタッチまで見ることができるほどである。

(水島委員)

私は地元育ちではないため阪南市の歴史には詳しくないが、自治体の合併の経緯などを知ると、身近な地名であるだけに想像力が掻き立てられて楽しいものだ。大人でさえそうなのだから、阪南市で生まれ育った子どもたちがふるさとの歴史を知ることが重要と考える。たとえそれが大仙陵古墳のような大きなものでなく、タコツボや瓦などのような身近なものでも、この辺りに住んでいた昔の人が実際に使っていたと実感することが大事だ。

明確な定義はないかと思うが、どの程度古いものが文化財とされるのか。

(生涯学習推進室長)

厳密な規定はないが、文化庁が文化財修理のために補助金を交付するに当たっては、第二次世界大戦頃までが一つの目安となっている。ただ、近年は文化財を観光に活用しようという動きがあり、岸和田のだんじりや阪南のやぐらなど、ここ数十年で作られたものであっても、その対象になってきており、定義することは難しい。

(教育長)

阪南市の文化財は、江戸時代の和泉石や瓦などのほか、弥生時代のタコツボもあるのが特徴だ。この辺りは海の幸にも山の幸にも恵まれ、古代から住みやすい環境であったことが推定できる。そのように思いをはせることが、シビックプライドの醸成につながる。

(生涯学習推進室長)

阪南市の文化財は生活に密着した物が比較的多く、親しみやすいので、子どもた

ちにまずはデジタルを通して知ってもらい、次に歴史資料展示室に行って実際に見て触れてもらうことで、阪南市への愛着を深めてもらうというのが、デジタルアーカイブ構築の狙いの一つである。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見等なし。

(教育長)

議決事項第2号について、案のとおり議決されたものとする。

#### ◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課参事)

令和4年11月1日から11月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した5件について、報告する。

1件目は、「第24回大阪保育子育て人権研究集会」で、令和5年1月、同実行委員会の主催により書面開催され、子育てに関する研究内容の報告をまとめた冊子と記念講演のDVDが、就学前施設等の職員や一般府民に送付される。

2件目は、ヒューマンアカデミー株式会社主催「ヒューマンアカデミーSTEAMスクールロボット制作無料体験会」である。令和4年12月17日から令和5年2月28日までの間、5歳から小学3年生を対象に、市内の学習塾においてプログラミング的思考力や創造力を育むことなどを目的に、ロボット制作の無料体験会が開催される。

3件目は、阪南市社会福祉協議会主催「第16回ボランティア・市民活動フェスティバルinはんなん」である。市民にボランティアや市民活動に興味を持ってもらい、また各団体の活動のさらなる活性化を図るため、令和5年3月11日、阪南市地域交流館において、パネル展示や活動体験、ステージでの発表、バザー、スタンプラリーなどが実施される。

4件目は、泉南地区人権教育研究協議会主催「第46回泉南地区人権教育研究協議会研究集会」である。令和5年2月3日、泉南地区内の公共施設や小中学校計10会場において、泉南地区内の教職員を対象に、各テーマに沿った実践交流分科会が開催される。

5件目は、音楽玉手箱マトリョーシカ主催「0才から親子で楽しめるわくわくクリスマスコンサート!!」である。令和4年12月25日、阪南市地域交流館体育施設において、0才から小学生の子どものいる家族を対象に、絵本の読み聞かせも取り入れたヴァイオリンとピアノのコンサートが開催される。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれに

も該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。

(教育長)

ただいまの説明を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第2号「教育・保育施設物価高騰対策給食費支援事業（幼稚園）について」（こども政策課）

(教育長)

報告事項第2号「教育・保育施設物価高騰対策給食費支援事業（幼稚園）について」こども政策課の報告を求める。

(こども政策課長)

コロナ禍と原油価格・物価高騰の影響を受けている公立幼稚園利用者の経済的負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市の独自事業を実施するので、報告する。

資料に基づき、説明する。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第3号「令和4年度第2回阪南市社会教育委員会議会議録について」（生涯学習推進室）

(教育長)

報告事項第3号「令和4年度第2回阪南市社会教育委員会議会議録について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

令和4年10月21日に開催した、令和4年度第2回阪南市社会教育委員会議会議録について報告する。

案件は、(1)生涯学習推進に向けた取組について、(2)次期議長・副議長の選出について、(3)文化センター及び図書館指定管理者の指定について、(4)公共施設使用料減免ガイドラインについて、(5)その他、であった。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

資料1-2、中央公民館の生涯学習講座「多世代交流を生み出す『地域の居場所づくり』をめざして」は、令和3年度に実施した「縁むすびの居場所づくり」事業の成果を踏まえ、中央公民館が引き続き取り組んでいるものだ。今年度の講座全3回



のうち、既に2回が終了したが、どのような様子だったか。

(中央公民館長)

第1回目は、11月17日、「地域の居場所づくり～地域の未来を考えませんか?～」というテーマで、特定非営利活動法人とよなかESDネットワーク事務局長上村さんと副理事長小池さんを講師にお招きして開催した。人と人との関係性やつながりを資本と捉えて評価するソーシャルキャピタル(社会関係資本)を見直す必要があることを学び、新たなつながりづくりとしての居場所のお話を聴き、その後、居場所がなぜ必要なのか、阪南市の未来がどんなふうになったらよいかについて、グループで考えた。

参加者は19名で、アンケートは11件回収し、それによると参加者の年代は50代3名、60代2名、70代4名、80代2名で、地域の居場所づくりに取り組みたいと思われている方は8名おられた。

参加者からは、グループで話合いができたことが良かった、楽しかったという感想が多かった。

第2回目は、12月15日、「地域の居場所の立ち上げ～キリンの家から学ぶこと～」というテーマで、特定非営利活動法人キリンこども応援団代表理事水取さんをお招きして開催し、キリンこども応援団が泉佐野市で展開する子ども食堂やフリースクールを通して、子どもたちが自分の未来に踏み出せる居場所づくりを行っている状況について伺った。

参加者は24名で、40代、50代、60代の方が多く、アンケートは21件回収した。「現在地域活動をされている方」は8名、「今後地域の居場所づくりに取り組みたいと思われている方」は6名であった。

参加者からは、講師の熱意がよく伝わり力をいただいた、地域を活性化するためにとっても参考になったなど、希望を感じるという内容の感想が多かった。

なお、第3回目は、令和5年1月19日に、「持続可能な居場所づくりをめざして」と題し、現在阪南市で活動する4団体からの事例発表を交えたパネルディスカッションを開催する。

(教育長)

阪南市は市民協働のまちをめざしている。現在活動されている方だけでなく、受講して今後前向きに取り組みたいと考えるようになった方がいるのは喜ばしい。

会議録では、文化センターと図書館の指定管理者制度導入の件で、図書館のボランティアに触れている。制度導入に当たっては、ボランティアの方々の協力を得て親しまれている図書館だけに、ボランティア活動がどうなるのかと懸念される方が多かった。その点、事業者はどう考えているのか。

(図書館長)

指定管理受託予定者からは、現在活動されている方が安心して変わらず活動し続けられる環境を整えること、そして、活動を通じて図書館への理解を深め、応援してくださる方を増やすことを提案していただいた。

まずは、令和5年2月に現在活動中のボランティアの方を対象に説明会を2回開

催し、館長予定者の自己紹介と、会社や4月からの運営方針についての説明をしてもらう。また、指定管理者による運営開始後も、ボランティアの勉強会や交流会を必要に応じて行うとともに、活動内容や問題・課題、希望などをお聞きする面談の機会を持ち、活動する方々が主体的に動ける環境を作っていくと聞いている。

(教育長)

阪南市立図書館ならではの良さが継続する運営を期待する。

早いもので制度導入まで3カ月余りとなったが、現在、事業者への引継ぎはどうなっているのか。

(図書館長)

本年10月24日を第1回目として、これまで5回の引継ぎ会議を行ってきたが、案件は、阪南市立図書館基本方針、各種の図書館事業、学校連携、来年度の休館日や定例行事、図書館関連団体やボランティアなど、多岐に渡る。現在市立図書館が実施しているサービスについては、その目的と共に現状の課題も伝えることで、より良いサービスを実施していただけるよう、心掛けている。

なお、会議には毎回、事務担当者と共に館長予定者も出席しており、運営への意欲が感じられる。

(教育長)

スムーズな引継ぎができるよう、引き続き努められたい。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆報告事項第4号「えほんのひろばセット貸出要綱の廃止について」(図書館)

(教育長)

報告事項第4号「えほんのひろばセット貸出要綱の廃止について」図書館の報告を求める。

(図書館長)

本要綱は平成30年に制定したが、この度名称を「えほんのひろば」から「絵の本ひろば」へ変更したこと、来年4月から指定管理者による運営に代わるため、状況に合わせて適宜運用しやすくすること、以上二つの理由により要綱を廃止し、新たに要領を制定したものである。

詳細は資料のとおりである。

(教育長)

なぜ名称を変更したのか。

(図書館長)

事業に使用する本は子ども向きの絵本ばかりではなく、大人も楽しめる写真集やビジュアルブックも多数あり、子どもから大人までが対象となる。この事業の提唱者は大人にも楽しんでもらいたいとお考えで、実際に高齢者施設等にも出向いて大

人を対象としたひろばを開催してこられたため、名称を、子ども向けというイメージの「えほんのひろば」から「絵の本ひろば」に変更された。これまで当館から出向いて開催するのは幼小中や子育て総合支援センターなど、子どもの施設ばかりだったが、将来的には高齢者施設等でも開催し、本を通じて人とつながりたいと考えており、提唱者に倣って数年前からは「絵の本ひろば」という名称を使用してきた。なお、サラダホールのオープンスペースで開催する際は、子どもだけでなく大人の方も立ち止まって本を手にとって楽しんでいる様子が見える。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

#### ◆その他案件①「教育委員会関連行事について」(各担当課)

(教育長)

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。  
各課の報告を求める。

<教育総務課>

1月16日 第4回阪南市立学校のあり方検討委員会

<学校教育課>

1月11日 中学生チャレンジテスト(1・2年生)

<生涯学習推進室>

12月9日 青少年指導員協議会 臨時総会

12月14日～ 留守家庭児童会 令和5年度入会申請一斉受付開始  
[12月20日まで]

12月24日 阪南の第九の灯を消さない! 第九合唱を楽しむ会

1月8日 令和5年はたちの集い

1月14日 第31回皿田能

<公民館>

11月17日・12月15日・1月19日

[中央公民館] 講座 多世代間交流を生み出す

「地域の居場所づくり」をめざして(全3回)

12月9日～ [西鳥取公民館] 講座 彩り豊かな年末年始をすごしませんか  
(全3回)

12月28日 [東鳥取公民館] 講座「迎春のお花を生けましょう」

- 1月 7日 [尾崎公民館] 新春わくわくお正月遊びをしよう！  
 1月 8日 [尾崎公民館] 冬休み子ども工作教室「凧を作ってあげよう！」  
 1月19日 [東鳥取公民館] 講座「和菓子づくりと抹茶を楽しむ」  
 1月24日 [東鳥取公民館] 防犯講座  
 1月25日 [尾崎公民館] 酒造り体験講座  
 1月29日～ [尾崎公民館] 男前講座（全4回）  
 1月29日 [西鳥取公民館] マンドリンアンサンブルはるか

<図書館>

- 12月26日 レッツ・エンジョイ・イングリッシュ（英語のおはなし会）  
 1月 6日 図書館福袋貸出 [1月9日まで]

※いずれも12月23日現在の実績・予定

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(教育長職務代理者)

尾崎公民館の「男前講座」とは、こういった内容か。

(中央公民館長)

全4回の内容は、①「メディカルピラティス」体感トレーニングを中心に効率よくシェイプアップ、心と体のバランスも整える、②「名前をきれいに書こう ペン字体験」万年筆で名前をうまく書く、③「茶道のマナーを学ぶ」お茶席での立ち振る舞いを身に付ける、④「男の料理 魚をさばく」魚を3枚に下ろす体験、ということで、一般的に女性が楽しんだりたしなんだりするイメージのものを学ぶことで各自の良いところを引き出し、素敵な男性へ魅力アップしようという趣旨である。

(教育長)

指定管理者が企画したものか。

(中央公民館長)

尾崎公民館の自主事業である。

(教育長)

皿田能も31回目を数え、今回は3年ぶりの開催となる。辻委員には能楽こども教室でもお世話になっており、感謝申しあげる。

他に、質問等はないか。

(全員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

次回の令和5年第1回定例教育委員会は、令和5年1月27日金曜日午後2時00分から阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和4年第12回定例教育委員会を閉会する。

以上